

社会保険労務士 越智オフィス事務所便り

これからどうなる？

年金の「第3号被保険者不整合記録問題」

◆問題発生の経緯

サラリーマン（第2号被保険者）の被扶養配偶者である「第3号被保険者」（専業主婦など）について、本来必要とされる「第1号被保険者」への変更届出を行わなかったために、自分の年金記録と実態との間に“不整合”を生じている方が非常に多く（数十万人、場合によっては数百万人）発生している可能性がある」と推計されています。

これらの方への対応については、いったんは厚生労働省から「運用3号」と言われる特例通知が出されましたが、マスコミ報道でも大きく取り上げられた通り、「不公平である」「正直者がバカを見る」と批判され、この通知は廃止されました。

◆厚生労働省に特別部会設置

この問題を抜本的に解決するため、厚生労働省に特別部会が設けられ、現在、解決の方策が話し合われています。

果たして、国民が納得するような“抜本的な解決”を図ることができるのか、まだまだ不透明だと言えますが、現在、法律改正（国民年金法の改正）を目指す方向で動いているようです。

◆法改正案の内容は？

現在検討されている法改正案の主な内容は、次の通りです。

- (1) 受給資格期間の特例創設（いわゆる「カラ期間」の導入）
- (2) カラ期間となった期間への特例追納の実施
- (3) 特例追納における分割納付、追納保険料の設定



◆納得できる制度改正を

ただでさえ「難しい」「複雑すぎる」と言われる年金制度ですが、保険料をきちんと支払った人が納得できるような制度改正が行われることが望まれています。

国民健康保険加入者の高齢者割合が上昇

◆厚生労働省の調査結果

厚生労働省の調査によると、自営業者や退職後の年金生活者などが加入する「国民健康保険」の加入者のうち、高齢者（65～74歳）の割合が2020年度に37%と4割に迫る見通しだそうです。

2009年度は31%でしたが、1947～1949年生まれいわゆる「団塊の世代」の加入が相次ぎ、高齢者の占める割合が過去最高となるようです。

◆国民健康保険とは？

国民健康保険は、市町村が運営する健康保険制度で、加入者は約3,600万人です。もともとは自営業者や農家のための健康保険でしたが、最近では年金生活者やフリーターなどの無職者の加入割合が4割近くとなっています。

2008年4月に「後期高齢者医療制度」(75歳以上が加入)が導入され、75歳以上の国民健康保険加入者がそちらに移ったため、医療費の支出が減り、国保の財政は一時的に好転しました。

しかし、今後は団塊世代の加入で再び財政悪化が心配されています。

◆約5割の国民健康保険は赤字

健康保険制度には、65～74歳の人の加入が集中することにより国民健康保険の財政が悪化することを防止するため、健康保険組合など他の健康保険と医療費の負担を調整する仕組みがあります。

ただし、所得が少ない高齢者の割合が増えれば、国民健康保険の保険料収入が目減りし、財政は次第に厳しくなる可能性が高まります。

◆苦境に陥る市町村

厚生労働省では、国民健康保険の運営が厳しくなると考え、改善策を検討しています。その1つが2014年3月以降に予定されている、新しい高齢者医療制度の導入です。運営主体を市町村から都道府県に広げることで、財政基盤の安定化を狙っています。

もう1つが70～74歳が病院窓口で支払う医療費の負担割合を、「原則1割」から2013年度以降は段階的に「原則2割」に引き上げるといふものです。

財政運営が行き詰る市町村が続出する心配が増える中、政府は早急に抜本的改革に取り組む必要があります。

5月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]

- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]

31日

- 自動車税の納付 [都道府県]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

～当事務所よりひと言～

3月11日の東日本大震災の影響がこれから先しばらくの間は続くことでしょう。

私自身も顧問先の影響は別にして、直接的な影響は限定的なものだろう、と当初は考えておりましたが、昨年秋より着工しておりました、新しい事務所兼住居の完成を4月上旬に予定してスケジュールを組んでおりましたが、震災の影響により業者(埼玉県深谷市と少し離れております)のガソリン不足、建築資材の品不足等と続いて、東京電力の影響により電気工事の日程の予約を入れられない状態となり、電話工事も同様に、通常2週間程度のものが1ヶ月近くもかかってしまうこととなりました。

4月上旬の引越し予定が、GW明けとなってしまったところでしたが、なんとかGW前に引越しが出来る運びとなりました。

新しい事務所に移りましても、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

なお住所は変わりますが、電話&FAX番号は今までと変更はありません。